

消費税法基本通達新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
(納税義務が免除される課税期間) 1 - 4 - 1 法第 9 条第 1 項本文《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定は、基準期間における課税売上高が <u>1,000 万円</u> 以下の場合に、当該課税期間について消費税の納税義務を免除するものであるから、当該課税期間における課税売上高が <u>1,000 万円</u> 以下の場合であっても、その基準期間における課税売上高が <u>1,000 万円</u> を超えているときは、当該課税期間について同項本文の規定は適用されないことに留意する。 (注) (省 略)	(納税義務が免除される課税期間) 1 - 4 - 1 法第 9 条第 1 項本文《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定は、基準期間における課税売上高が <u>3,000 万円</u> 以下の場合に、当該課税期間について消費税の納税義務を免除するものであるから、当該課税期間における課税売上高が <u>3,000 万円</u> 以下の場合であっても、その基準期間における課税売上高が <u>3,000 万円</u> を超えているときは、当該課税期間について同項本文の規定は適用されないことに留意する。 (注) (同 左)
(新規開業等した場合の納税義務の免除) 1 - 4 - 6 法第 9 条第 1 項本文《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定の適用があるかどうかは、事業者の基準期間における課税売上高が <u>1,000 万円</u> 以下であるかどうかによって判定するのであるから、例えば、新たに開業した個人事業者 (法第 10 条《相続があった場合の納税義務の免除の特例》の規定の適用を受ける者を除く。) 又は新たに設立された法人 (法第 11 条第 3 項若しくは第 4 項《合併があった場合の納税義務の免除の特例》、第 12 条第 1 項若しくは第 2 項《分割等があった場合の納税義務の免除の特例》又は第 12 条の 2 《基準期間がない法人の納税義務の免除の特例》の規定の適用を受ける法人を除く。) のように、当該課税期間について基準期間における課税売上高がない場合又は基準期間がない場合には、納税義務が免除されることに留意する。 (注) (省 略)	(新規開業等した場合の納税義務の免除) 1 - 4 - 6 法第 9 条第 1 項本文《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定の適用があるかどうかは、事業者の基準期間における課税売上高が <u>3,000 万円</u> 以下であるかどうかによって判定するのであるから、例えば、新たに開業した個人事業者 (法第 10 条《相続があった場合の納税義務の免除の特例》の規定の適用を受ける者を除く。) 又は新たに設立された法人 (法第 11 条第 3 項若しくは第 4 項《合併があった場合の納税義務の免除の特例》、第 12 条第 1 項若しくは第 2 項《分割等があった場合の納税義務の免除の特例》又は第 12 条の 2 《基準期間がない法人の納税義務の免除の特例》の規定の適用を受ける法人を除く。) のように、当該課税期間について基準期間における課税売上高がない場合又は基準期間がない場合には、納税義務が免除されることに留意する。 (注) (同 左)
(課税事業者選択届出書を提出できる事業者) 1 - 4 - 10 法第 9 条第 4 項《課税事業者の選択》に規定する届出書 (以下この章及び 17 - 1 - 1 において「課税事業者選択届出書」という。) は、	(課税事業者選択届出書を提出できる事業者) 1 - 4 - 10 法第 9 条第 4 項《課税事業者の選択》に規定する届出書 (以下この章及び 17 - 1 - 1 において「課税事業者選択届出書」という。) は、

改 正 後	改 正 前
基準期間における課税売上高が <u>1,000 万円</u>以下となる課税期間について課税事業者を選択することを届け出るものであるから、当該届出書を提出しようとする課税期間において免税事業者である事業者に限らず、課税事業者である事業者も提出できるのであるから留意する。	基準期間における課税売上高が <u>3,000 万円</u>以下となる課税期間について課税事業者を選択することを届け出るものであるから、当該届出書を提出しようとする課税期間において免税事業者である事業者に限らず、課税事業者である事業者も提出できるのであるから留意する。
(課税事業者選択届出書の効力) 1 - 4 - 11 課税事業者選択届出書は、その基準期間における課税売上高が <u>1,000 万円</u>以下である課税期間について課税事業者となることを選択するものであるから、当該届出書を提出したことにより課税事業者となった後において基準期間における課税売上高が <u>1,000 万円</u>を超えた場合であっても、法第 9 条第 5 項《課税事業者の選択不適用》に規定する届出書を提出しない限り課税事業者選択届出書の効力は存続し、基準期間における課税売上高が <u>1,000 万円</u>以下の課税期間については、同条第 1 項本文《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定にかかわらず課税事業者となるのであるから留意する。	(課税事業者選択届出書の効力) 1 - 4 - 11 課税事業者選択届出書は、その基準期間における課税売上高が <u>3,000 万円</u>以下である課税期間について課税事業者となることを選択するものであるから、当該届出書を提出したことにより課税事業者となった後において基準期間における課税売上高が <u>3,000 万円</u>を超えた場合であっても、法第 9 条第 5 項《課税事業者の選択不適用》に規定する届出書を提出しない限り課税事業者選択届出書の効力は存続し、基準期間における課税売上高が <u>3,000 万円</u>以下の課税期間については、同条第 1 項本文《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定にかかわらず課税事業者となるのであるから留意する。
(合併があった場合の課税事業者選択届出書の効力等) 1 - 4 - 13 合併があった場合における法第 9 条第 4 項《課税事業者の選択》の規定の適用は、次のようになるのであるから留意する。 (1) 被合併法人が提出した課税事業者選択届出書の効力は、<u>吸収合併（法第 11 条第 1 項《吸収合併があった場合の納税義務の免除の特例》に規定する合併をいう。以下同じ。）又は新設合併（法第 11 条第 3 項《新設合併があった場合の納税義務の免除の特例》に規定する合併をいう。以下同じ。）</u>により当該被合併法人の事業を承継した合併法人には及ばない。したがって、当該合併法人が法第 9 条第 4 項の規定の適用を受けようとするときは、新たに課税事業者選択届出書を提出しなければ	(合併があった場合の課税事業者選択届出書の効力等) 1 - 4 - 13 合併があった場合における法第 9 条第 4 項《課税事業者の選択》の規定の適用は、次のようになるのであるから留意する。 (1) 被合併法人が提出した課税事業者選択届出書の効力は、<u>法第 11 条第 1 項《吸収合併があった場合の納税義務の免除の特例》又は第 3 項《新設合併があった場合の納税義務の免除の特例》に規定する合併により当該被合併法人の事業を承継した合併法人には及ばない。したがって、当該合併法人が法第 9 条第 4 項の規定の適用を受けようとするときは、新たに課税事業者選択届出書を提出しなければならない。</u>

改 正 後	改 正 前
ばならない。 (2) 法人が、<u>新設合併</u>によりその事業を承継した場合又は<u>吸収合併</u>により法第 9 条第 4 項の規定の適用を受けていた被合併法人の事業を承継した場合において、当該法人が合併があった日の属する課税期間中に課税事業者選択届出書を提出したときは、当該課税期間は、令第 20 条第 1 号《事業を開始した日の属する課税期間》又は第 3 号《合併があった日の属する課税期間》に規定する課税期間に該当する。 (事業を開始した課税期間の翌課税期間からの課税事業者の選択) 1 - 4 - 14 事業者が課税事業者選択届出書を提出した場合には、当該課税事業者選択届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間(その基準期間における課税売上高が <u>1,000 万円</u>を超える課税期間を除く。)について、課税事業者を選択できるのであるから、当該課税事業者選択届出書を提出した日の属する課税期間が令第 20 条各号《事業を開始した日の属する課税期間等の範囲》に規定する課税期間に該当する場合であっても、当該課税期間の翌課税期間から課税事業者を選択することもできることに留意する。 (注) (省 略) (事業を廃止した場合の届出書の取扱い) 1 - 4 - 15 課税事業者選択届出書を提出している事業者で、法第 19 条第 1 項第 3 号<u>から第 4 号の 2 まで</u>《課税期間の特例》又は法第 37 条第 1 項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》の規定の適用を受けている者が事業を廃止した場合における届出書の取扱いにつ	(2) 法人が、<u>合併</u>(法第 11 条第 3 項に規定する合併をいう。)によりその事業を承継した場合又は<u>合併</u>(法第 11 条第 1 項に規定する合併をいう。)により法第 9 条第 4 項の規定の適用を受けていた被合併法人の事業を承継した場合において、当該法人が合併があった日の属する課税期間中に課税事業者選択届出書を提出したときは、当該課税期間は、令第 20 条第 1 号《事業を開始した日の属する課税期間》又は第 3 号《合併があった日の属する課税期間》に規定する課税期間に該当する。 (事業を開始した課税期間の翌課税期間からの課税事業者の選択) 1 - 4 - 14 事業者が課税事業者選択届出書を提出した場合には、当該課税事業者選択届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間(その基準期間における課税売上高が <u>3,000 万円</u>を超える課税期間及び法第 9 条第 4 項《課税事業者の選択》に規定する「<u>相続等に係る課税期間</u>」を除く。)について、課税事業者を選択できるのであるから、当該課税事業者選択届出書を提出した日の属する課税期間が令第 20 条各号《事業を開始した日の属する課税期間等の範囲》に規定する課税期間に該当する場合であっても、当該課税期間の翌課税期間から課税事業者を選択することもできることに留意する。 (注) (同 左) (事業を廃止した場合の届出書の取扱い) 1 - 4 - 15 課税事業者選択届出書を提出している事業者で、法第 19 条第 1 項第 3 号若しくは第 <u>4 号</u>《課税期間の特例》又は法第 37 条第 1 項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》の規定の適用を受けている者が事業を廃止した場合における届出書の取扱いについて

改 正 後	改 正 前
いては、次による。 (1)・(2) (省 略) (納税義務が免除されない相続人の範囲) 1 - 5 - 1 法第 10 条第 1 項《相続があった場合の納税義務の免除の特例》に規定する「その年の基準期間における課税売上高が <u>1,000 万円</u>以下である相続人」には、相続のあった日において現に事業を行っている相続人で当該相続のあった日の属する年の基準期間における課税売上高が <u>1,000 万円</u>以下である者及び相続があった日の属する年の基準期間において事業を行っていない相続人が該当するのであるから留意する。 (相続があった場合の納税義務) 1 - 5 - 4 法第 10 条各項《相続があった場合の納税義務の免除の特例》の規定は、相続により被相続人の事業を承継した相続人について、次に掲げる場合に該当するときには、納税義務を免除しないとする趣旨であることに留意する。 (1) 相続があった年においては、相続人又は被相続人の基準期間における課税売上高のうちいずれかが <u>1,000 万円</u>を超える場合 (注) 相続人の基準期間における課税売上高が <u>1,000 万円</u>以下であっても被相続人の基準期間における課税売上高が <u>1,000 万円</u>を超える場合には、当該相続人の当該相続のあった日の翌日からその年の 12 月 31 日までの間における課税資産の譲渡等について納税義務が免除されない。 (2) 相続のあった年の翌年及び翌々年においては、相続人の基準期間における課税売上高と被相続人のそれとの合計額が <u>1,000 万円</u>を超える場合 (合併があった場合の納税義務) 1 - 5 - 6 法第 11 条各項《合併があった場合の納税義務の免除の特例》の規定は、合併により	は、次による。 (1)・(2) (同 左) (納税義務が免除されない相続人の範囲) 1 - 5 - 1 法第 10 条第 1 項《相続があった場合の納税義務の免除の特例》に規定する「その年の基準期間における課税売上高が <u>3,000 万円</u>以下である相続人」には、相続のあった日において現に事業を行っている相続人で当該相続のあった日の属する年の基準期間における課税売上高が <u>3,000 万円</u>以下である者及び相続があった日の属する年の基準期間において事業を行っていない相続人が該当するのであるから留意する。 (相続があった場合の納税義務) 1 - 5 - 4 法第 10 条各項《相続があった場合の納税義務の免除の特例》の規定は、相続により被相続人の事業を承継した相続人について、次に掲げる場合に該当するときには、納税義務を免除しないとする趣旨であることに留意する。 (1) 相続があった年においては、相続人又は被相続人の基準期間における課税売上高のうちいずれかが <u>3,000 万円</u>を超える場合 (注) 相続人の基準期間における課税売上高が <u>3,000 万円</u>以下であっても被相続人の基準期間における課税売上高が <u>3,000 万円</u>を超える場合には、当該相続人の当該相続のあった日の翌日からその年の 12 月 31 日までの間における課税資産の譲渡等について納税義務が免除されない。 (2) 相続のあった年の翌年及び翌々年においては、相続人の基準期間における課税売上高と被相続人のそれとの合計額が <u>3,000 万円</u>を超える場合 (合併があった場合の納税義務) 1 - 5 - 6 法第 11 条各項《合併があった場合の納税義務の免除の特例》の規定は、合併により

改 正 後	改 正 前
被合併法人の事業を承継した合併法人について、次に掲げる場合に該当するときは、納税義務を免除しないとする趣旨であることに留意する。 (1) 合併があった日の属する事業年度においては、合併法人の基準期間における課税売上高又は各被合併法人の当該基準期間に対応する期間における課税売上高のうちいずれかが <u>1,000 万円</u>を超える場合 (注) 合併法人の基準期間における課税売上高が <u>1,000 万円</u>以下であっても被合併法人の当該基準期間に対応する期間における課税売上高が <u>1,000 万円</u>を超える場合には、当該合併法人の当該合併があった日から当該合併があった日の属する事業年度終了の日までの間における課税資産の譲渡等について納税義務が免除されない。 (2) 合併があった日の属する事業年度の翌事業年度及び翌々事業年度においては、合併法人の基準期間における課税売上高と各被合併法人の当該基準期間に対応する期間における課税売上高との合計額が <u>1,000 万円</u>を超える場合 (分割等があった場合の納税義務) 1 - 5 - 6 の 2 法第 12 条第 1 項から第 6 項まで 《分割等があった場合の納税義務の免除の特例》の規定の趣旨は、次のとおりであるから留意する。 (1) 分割等があった日の属する事業年度及び当該事業年度の翌事業年度 イ 新設分割子法人の納税義務 新設分割子法人の基準期間に対応する期間における各新設分割親法人の課税売上高のうちいずれかが <u>1,000 万円</u>を超える場合は、納税義務が免除されない。 ロ 新設分割親法人の納税義務	被合併法人の事業を承継した合併法人について、次に掲げる場合に該当するときは、納税義務を免除しないとする趣旨であることに留意する。 (1) 合併があった日の属する事業年度においては、合併法人の基準期間における課税売上高又は各被合併法人の当該基準期間に対応する期間における課税売上高のうちいずれかが <u>3,000 万円</u>を超える場合 (注) 合併法人の基準期間における課税売上高が <u>3,000 万円</u>以下であっても被合併法人の当該基準期間に対応する期間における課税売上高が <u>3,000 万円</u>を超える場合には、当該合併法人の当該合併があった日から当該合併があった日の属する事業年度終了の日までの間における課税資産の譲渡等について納税義務が免除されない。 (2) 合併があった日の属する事業年度の翌事業年度及び翌々事業年度においては、合併法人の基準期間における課税売上高と各被合併法人の当該基準期間に対応する期間における課税売上高との合計額が <u>3,000 万円</u>を超える場合 (分割等があった場合の納税義務) 1 - 5 - 6 の 2 法第 12 条第 1 項から第 6 項まで 《分割等があった場合の納税義務の免除の特例》の規定の趣旨は、次のとおりであるから留意する。 (1) 分割等があった日の属する事業年度及び当該事業年度の翌事業年度 イ 新設分割子法人の納税義務 新設分割子法人の基準期間に対応する期間における各新設分割親法人の課税売上高のうちいずれかが <u>3,000 万円</u>を超える場合は、納税義務が免除されない。 ロ 新設分割親法人の納税義務

改 正 後	改 正 前
新設分割親法人の基準期間における課税売上高によって判定する。 (2) 分割等（新設分割親法人が一の場合に限る。）があった日の属する事業年度の翌々事業年度以後 イ 新設分割子法人の納税義務 新設分割子法人が特定要件（法第 12 条第 3 項《特定要件の意義》に規定する特定要件をいう。以下同じ。）に該当し、かつ、新設分割子法人の基準期間における課税売上高と当該新設分割子法人の基準期間に対応する期間における新設分割親法人の課税売上高との合計額が <u>1,000 万円</u>を超える場合は、納税義務が免除されない。 ロ 新設分割親法人の納税義務 新設分割子法人が特定要件に該当し、かつ、新設分割親法人の基準期間における課税売上高と当該新設分割親法人の基準期間に対応する期間における新設分割子法人の課税売上高との合計額が <u>1,000 万円</u>を超える場合は、納税義務が免除されない。 (3) 吸収分割があった日の属する事業年度及び当該事業年度の翌事業年度 イ 分割承継法人 分割承継法人の基準期間における課税売上高又は当該分割承継法人の基準期間に対応する期間における各分割法人の課税売上高のうちいずれかが <u>1,000 万円</u>を超える場合は、納税義務が免除されない。 ロ 分割法人 分割法人の基準期間における課税売上高によって判定する。 (4) （省 略） （事業を廃止した場合の課税期間） 3 - 1 - 2 個人事業者が年の中で事業を廃止した場合の課税期間は、その事業を廃止した日の属する年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	新設分割親法人の基準期間における課税売上高によって判定する。 (2) 分割等（新設分割親法人が一の場合に限る。）があった日の属する事業年度の翌々事業年度以後 イ 新設分割子法人の納税義務 新設分割子法人が特定要件（法第 12 条第 3 項《特定要件の意義》に規定する特定要件をいう。以下同じ。）に該当し、かつ、新設分割子法人の基準期間における課税売上高と当該新設分割子法人の基準期間に対応する期間における新設分割親法人の課税売上高との合計額が <u>3,000 万円</u>を超える場合は、納税義務が免除されない。 ロ 新設分割親法人の納税義務 新設分割子法人が特定要件に該当し、かつ、新設分割親法人の基準期間における課税売上高と当該新設分割親法人の基準期間に対応する期間における新設分割子法人の課税売上高との合計額が <u>3,000 万円</u>を超える場合は、納税義務が免除されない。 (3) 吸収分割があった日の属する事業年度及び当該事業年度の翌事業年度 イ 分割承継法人 分割承継法人の基準期間における課税売上高又は当該分割承継法人の基準期間に対応する期間における各分割法人の課税売上高のうちいずれかが <u>3,000 万円</u>を超える場合は、納税義務が免除されない。 ロ 分割法人 分割法人の基準期間における課税売上高によって判定する。 (4) （同 左） （事業を廃止した場合の課税期間） 3 - 1 - 2 個人事業者が年の中で事業を廃止した場合の課税期間は、その事業を廃止した日の属する年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間

改 正 後	改 正 前
(当該個人事業者が法第 19 条第 1 項第 3 号又は第 3 号の 2《課税期間の特例》の規定の適用を受けている場合には、その事業を廃止した日を含む<u>これらの規定</u>に規定する課税期間の開始の日からその末日までの期間)となることに留意する。	(当該個人事業者が法第 19 条第 1 項第 3 号《<u>課税期間の特例</u>》の規定の適用を受けている場合には、その事業を廃止した日を含む<u>同号</u>に規定する課税期間の開始の日からその末日までの期間)となることに留意する。
(課税期間の特例適用法人等が解散した場合の課税期間)	(課税期間の特例適用法人等が解散した場合の課税期間)
3 - 2 - 3 法第 2 条第 7 号又は第 9 号《協同組合等の意義》に規定する協同組合等又は普通法人が課税期間の中途において解散した場合には、当該解散した協同組合等又は普通法人の課税期間は、<u>その事業年度開始の日から同法第 14 条第 1 号《解散の場合のみなし事業年度》に規定する解散の日までの期間となり、当該課税期間の翌課税期間は、当該解散の日の翌日からその事業年度終了の日（同日までに残余財産が確定した場合は、その確定した日）までの期間となることに留意する。この場合において、当該解散した協同組合等又は普通法人が法第 19 条第 1 項第 4 号又は第 4 号の 2《課税期間の特例》の規定の適用を受けているときの課税期間は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の期間となることに留意する。</u>	3 - 2 - 3 <u>法第 19 条第 1 項第 4 号《課税期間の特例》の規定の適用を受けている法第 2 条第 7 号又は第 9 号《協同組合等の意義》に規定する協同組合等又は普通法人が課税期間の中途において解散した場合には、当該解散した協同組合等又は普通法人の課税期間の末日は解散の日となることに留意する。この場合において、当該課税期間の翌課税期間は、同法第 14 条第 1 号《解散の場合のみなし事業年度》に規定する解散の日の翌日からその事業年度の末日（同日までに残余財産が確定した場合は、その確定した日）までの期間となり、その期間が 3 月を超える場合は 3 月ごとに区分した各期間（最後に 3 月未満の期間を生じたときは、その 3 月未満の期間）となる。</u>
(1) <u>法第 19 条第 1 項第 4 号の規定の適用を受けている場合</u> <u>その期間が 3 月を超える場合は 3 月ごとに区分した各期間（最後に 3 月未満の期間を生じたときは、その 3 月未満の期間）</u>	
(2) <u>法第 19 条第 1 項第 4 号の 2 の規定の適用を受けている場合</u> <u>その期間が 1 月を超える場合は 1 月ごとに区分した各期間（最後に 1 月未満の期間を生じたときは、その 1 月未満の期間）</u>	
(注) 1 内国法人である協同組合等若しくは普通法人が法第 14 条第 20 号《継続》に掲げる場合又は外国法人が同条	(注) 1 内国法人である協同組合等若しくは普通法人が法第 14 条第 5 号《継続》に掲げる場合又は外国法人が同条

改 正 後	改 正 前
第 21 号若しくは第 22 号《みなし事業年度》に掲げる場合に該当し、当該各号に掲げる期間をそれぞれ当該法人の事業年度とみなされた場合においても同様である。	第 6 号若しくは第 7 号《みなし事業年度》に掲げる場合に該当し、当該各号に掲げる期間をそれぞれ当該法人の事業年度とみなされた場合においても同様である。
2 (省 略)	2 (同 左)
(課税期間特例選択等届出書の効力)	(課税期間特例選択届出書の効力)
3 - 3 - 1 法第 19 条第 1 項第 3 号から第 4 号の 2 まで《課税期間の特例》に規定する届出書(以下 3 - 3 - 4 までにおいて「課税期間特例選択等届出書」という。)を提出して課税期間の特例制度を適用している事業者は、その課税期間の基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下となったことにより、免税事業者となった場合においても、同条第 3 項《課税期間の特例の選択不適用》に規定する届出書を提出した場合を除き、課税期間特例選択等届出書の効力は失われないのであるから留意する。	3 - 3 - 1 法第 19 条第 1 項第 3 号又は第 4 号《課税期間の特例》に規定する届出書(以下 3 - 3 - 4 までにおいて「課税期間特例選択届出書」という。)を提出して課税期間の特例制度を適用している事業者は、その課税期間の基準期間における課税売上高が 3,000 万円以下となったことにより、免税事業者となった場合においても、同条第 3 項《課税期間の特例の選択不適用》に規定する届出書を提出した場合を除き、課税期間特例選択届出書の効力は失われないのであるから留意する。
(相続があった場合の課税期間特例選択等届出書の効力等)	(相続があった場合の課税期間特例選択届出書の効力等)
3 - 3 - 2 相続があった場合における法第 19 条第 1 項第 3 号又は第 3 号の 2 《課税期間の特例》の規定の適用は、次のようになるのであるから留意する。	3 - 3 - 2 相続があった場合における法第 19 条第 1 項第 3 号《課税期間の特例》の規定の適用は、次のようになるのであるから留意する。
(1) 被相続人が提出した課税期間特例選択等届出書の効力は、相続により当該被相続人の事業を承継した相続人には及ばない。したがって、当該相続人が法第 19 条第 1 項第 3 号又は第 3 号の 2 の規定の適用を受けようとするときは、新たに課税期間特例選択等届出書を提出しなければならない。	(1) 被相続人が提出した課税期間特例選択届出書の効力は、相続により当該被相続人の事業を承継した相続人には及ばない。したがって、当該相続人が法第 19 条第 1 項第 3 号の規定の適用を受けようとするときは、新たに課税期間特例選択届出書を提出しなければならない。
(2) 事業を営んでいない相続人が相続により被相続人の事業を承継した場合又は個人事業者である相続人が相続により法第 19 条第 1 項第 3 号又は第 3 号の 2 の規定の適用を受けていた被相続人の事業を承継した場合	(2) 事業を営んでいない相続人が相続により被相続人の事業を承継した場合又は個人事業者である相続人が相続により法第 19 条第 1 項第 3 号の規定の適用を受けていた被相続人の事業を承継した場合において、当該相続人

改 正 後	改 正 前
において、当該相続人が相続があった日の属する期間（<u>法第 19 条第 1 項第 3 号又は第 3 号の 2</u>に定める期間をいう。以下 3 - 3 - 2 において同じ。）中に課税期間特例選択等届出書を提出したときは、当該期間は、令第 41 条第 1 項第 1 号《事業を開始した日の属する期間》又は第 2 号《相続があった日の属する期間》に規定する期間に該当する。 （合併があった場合の課税期間特例選択等届出書の効力等） 3 - 3 - 3 合併があった場合における法第 19 条第 1 項第 4 号又は第 4 号の 2 《課税期間の特例》の規定の適用は、次のようになるのであるから留意する。 （1） 被合併法人が提出した課税期間特例選択等届出書の効力は、<u>吸収合併又は新設合併</u>により当該被合併法人の事業を承継した合併法人には及ばない。したがって、当該合併法人が法第 19 条第 1 項第 4 号又は第 4 号の 2 の規定の適用を受けようとするときは、新たに課税期間特例選択等届出書を提出しなければならない。 （2） 法人が、<u>新設合併</u>によりその事業を承継した場合又は<u>吸収合併</u>により法第 19 条第 1 項第 4 号又は第 4 号の 2 の規定の適用を受けていた被合併法人の事業を承継した場合において、当該法人が合併があった日の属する期間（<u>法第 19 条第 1 項第 4 号又は第 4 号の 2</u>に定める期間をいう。以下 3 - 3 - 4 までにおいて同じ。）中に課税期間特例選択等届出書を提出したときは、当該期間は、令第 41 条第 1 項第 1 号《事業を開始した日の属する期間》又は第 3 号《合併があった日の属する期間》に規定する期間に該当する。	が相続があった日の属する期間（法第 19 条第 1 項第 3 号に定める期間をいう。以下 3 - 3 - 2 において同じ。）中に課税期間特例選択届出書を提出したときは、当該期間は、令第 41 条第 1 号《事業を開始した日の属する期間》又は第 2 号《相続があった日の属する期間》に規定する期間に該当する。 （合併があった場合の課税期間特例選択届出書の効力等） 3 - 3 - 3 合併があった場合における法第 19 条第 1 項第 4 号《課税期間の特例》の規定の適用は、次のようになるのであるから留意する。 （1） 被合併法人が提出した課税期間特例選択届出書の効力は、<u>法第 11 条第 1 項《吸収合併があった場合の納税義務の免除の特例》又は第 3 項《新設合併があった場合の納税義務の免除の特例》に規定する合併</u>により当該被合併法人の事業を承継した合併法人には及ばない。したがって、当該合併法人が法第 19 条第 1 項第 4 号の規定の適用を受けようとするときは、新たに課税期間特例選択届出書を提出しなければならない。 （2） 法人が、<u>合併（法第 11 条第 3 項に規定する合併をいう。）</u>によりその事業を承継した場合又は<u>合併（法第 11 条第 1 項に規定する合併をいう。）</u>により法第 19 条第 1 項第 4 号の規定の適用を受けていた被合併法人の事業を承継した場合において、当該法人が合併があった日の属する期間（<u>法第 19 条第 1 項第 4 号</u>に定める期間をいう。以下 3 - 3 - 4 までにおいて同じ。）中に課税期間特例選択届出書を提出したときは、当該期間は、令第 41 条第 1 号《事業を開始した日の属する期間》又は第 3 号《合併があった日の属する期間》に規定する期間に該当する。

改 正 後	改 正 前
(分割があった場合の課税期間特例選択等届出書の効力等) 3-3-4 分割があった場合における法第 19 条第 1 項第 4 号又は第 4 号の 2 《課税期間の特例》の規定の適用は、次のようになるのであるから留意する。 (1) 分割法人が提出した課税期間特例選択等届出書の効力は、分割により当該分割法人の事業を承継した分割承継法人には及ばない。したがって、当該分割承継法人が法第 19 条第 1 項第 4 号又は第 4 号の 2 の規定の適用を受けようとするときは、新たに課税期間特例選択等届出書を提出しなければならない。 (注) (省 略) (2) 法人が、新設分割によりその事業を承継した場合又は吸収分割により法第 19 条第 1 項第 4 号又は第 4 号の 2 の規定の適用を受けていた分割法人の事業を承継した場合において、当該法人が新設分割又は吸収分割があった日の属する期間中に課税期間特例選択等届出書を提出したときは、当該期間は、令第 41 条第 1 項第 1 号《事業を開始した日の属する期間》又は第 4 号《吸収分割があった日の属する期間》に規定する期間に該当する。 (<u>独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設において行う支援等の範囲</u>) 6-7-8 令第 14 条の 3 第 4 号《社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等に類するものの範囲》に規定する<u>独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設において行う知的障害者福祉法第 15 条の 11 第 1 項《施設訓練等支援費の支給》に規定する知的障害者施設支援及び同法第 16 条第 1 項第 2 号《施設入所等の措置》に規定する更生援護</u>には、授産活動として行われる資産の譲渡等は含まれないのであるから留意する。	(分割があった場合の課税期間特例選択届出書の効力等) 3-3-4 分割があった場合における法第 19 条第 1 項第 4 号《課税期間の特例》の規定の適用は、次のようになるのであるから留意する。 (1) 分割法人が提出した課税期間特例選択届出書の効力は、分割により当該分割法人の事業を承継した分割承継法人には及ばない。したがって、当該分割承継法人が法第 19 条第 1 項第 4 号の規定の適用を受けようとするときは、新たに課税期間特例選択届出書を提出しなければならない。 (注) (同 左) (2) 法人が、新設分割によりその事業を承継した場合又は吸収分割により法第 19 条第 1 項第 4 号の規定の適用を受けていた分割法人の事業を承継した場合において、当該法人が新設分割又は吸収分割があった日の属する期間中に課税期間特例選択届出書を提出したときは、当該期間は、令第 41 条第 1 号《事業を開始した日の属する期間》又は第 4 号《吸収分割があった日の属する期間》に規定する期間に該当する。 (<u>心身障害者福祉協会が福祉施設において行う援護の範囲</u>) 6-7-8 令第 14 条の 3 第 4 号《社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等に類するものの範囲》に規定する<u>心身障害者福祉協会が知的障害者福祉法第 16 条第 1 項第 2 号《福祉の措置》に規定する福祉施設において行う同号の援護</u>には、授産活動として行われる資産の譲渡等は含まれないのであるから留意する。

改 正 後	改 正 前
(個別消費税の取扱い) 10 - 1 - 11 法第 28 条第 1 項《課税標準》に規定する課税資産の譲渡等の対価の額には、酒税、たばこ税、揮発油税、<u>石油石炭税</u>、石油ガス税等が含まれるが、軽油引取税、ゴルフ場利用税及び入湯税は、利用者等が納税義務者となっているのであるから対価の額に含まれないことに留意する。ただし、その税額に相当する金額について明確に区分されていない場合は、対価の額に含むものとする。 (相続等により課税事業者となった場合の課税売上割合の計算) 11 - 5 - 3 法第 10 条第 1 項《相続があった場合の納税義務の免除の特例》、第 11 条第 1 項《合併があった場合の納税義務の免除の特例》、第 12 条第 1 項又は第 5 項《分割等があった場合の納税義務の免除の特例》の規定の適用により、課税期間の中途において法第 9 条第 1 項本文《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定の適用を受けないこととなった場合の相続人、合併法人、新設分割子法人又は分割承継法人の課税売上割合の計算については、次のとおり行うのであるから留意する。 (1) (省 略) (2) <u>吸収合併</u>があった日の属する課税期間における合併法人の課税売上割合は、当該合併があった日から当該課税期間の末日までの間における資産の譲渡等の対価の額の合計額及び課税資産の譲渡等の対価の額の合計額を基礎として計算する。 (3)・(4) (省 略) (合併法人等が簡易課税制度を選択する場合の基準期間の課税売上高の判定) 13 - 1 - 2 <u>吸収合併又は吸収分割</u>があった場合	(個別消費税の取扱い) 10 - 1 - 11 法第 28 条第 1 項《課税標準》に規定する課税資産の譲渡等の対価の額には、酒税、たばこ税、揮発油税、<u>石油税</u>、石油ガス税等が含まれるが、軽油引取税、ゴルフ場利用税及び入湯税は、利用者等が納税義務者となっているのであるから対価の額に含まれないことに留意する。ただし、その税額に相当する金額について明確に区分されていない場合は、対価の額に含むものとする。 (相続等により課税事業者となった場合の課税売上割合の計算) 11 - 5 - 3 法第 10 条第 1 項《相続があった場合の納税義務の免除の特例》、第 11 条第 1 項《合併があった場合の納税義務の免除の特例》、第 12 条第 1 項又は第 5 項《分割等があった場合の納税義務の免除の特例》の規定の適用により、課税期間の中途において法第 9 条第 1 項本文《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定の適用を受けないこととなった場合の相続人、合併法人、新設分割子法人又は分割承継法人の課税売上割合の計算については、次のとおり行うのであるから留意する。 (1) (同 左) (2) <u>合併(法第 11 条第 1 項に規定する合併をいう。)</u>があった日の属する課税期間における合併法人の課税売上割合は、当該合併があった日から当該課税期間の末日までの間における資産の譲渡等の対価の額の合計額及び課税資産の譲渡等の対価の額の合計額を基礎として計算する。 (3)・(4) (同 左) (合併法人等が簡易課税制度を選択する場合の基準期間の課税売上高の判定) 13 - 1 - 2 <u>法第 11 条第 1 項《合併があった場合の</u>

改 正 後	改 正 前
において、当該吸収合併に係る合併法人又は当該吸収分割に係る分割承継法人の法第 37 条第 1 項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》に規定する基準期間における課税売上高が <u>5,000 万円</u>を超えるかどうかは、当該合併法人又は当該分割承継法人の基準期間における課税売上高のみによって判定するのであるから留意する。 (簡易課税制度選択届出書の効力) 13 - 1 - 3 法第 37 条第 1 項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》の規定による届出書 (以下「簡易課税制度選択届出書」という。) は、課税事業者の基準期間における課税売上高が <u>5,000 万円</u>以下の課税期間について簡易課税制度を選択するものであるから、当該届出書を提出した事業者のその課税期間の基準期間における課税売上高が <u>5,000 万円</u>を超えることにより、その課税期間について同制度を適用することができなくなった場合又はその課税期間の基準期間における課税売上高が <u>1,000 万円</u>以下となり免税事業者となった場合であっても、その後の課税期間において基準期間における課税売上高が <u>1,000 万円</u>を超え <u>5,000 万円</u>以下となったときには、当該課税期間の初日の前日までに同条第 2 項《簡易課税制度の選択不適用》に規定する届出書を提出している場合を除き、当該課税期間について再び簡易課税制度が適用されるのであるから留意する。 (相続があった場合の簡易課税制度選択届出書の効力等) 13 - 1 - 3 の 2 相続があった場合における法第 37 条第 1 項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》の規定の適用は、次のように	<u>納税義務の免除の特例</u>》に規定する合併又は法第 12 条第 5 項《吸収分割があった場合の納税義務の免除の特例》に規定する吸収分割があった場合において、当該合併に係る合併法人又は当該吸収分割に係る分割承継法人の法第 37 条第 1 項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》に規定する基準期間における課税売上高が <u>2 億円</u>を超えるかどうかは、当該合併法人又は当該分割承継法人の基準期間における課税売上高のみによって判定するのであるから留意する。 (簡易課税制度選択届出書の効力) 13 - 1 - 3 法第 37 条第 1 項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》の規定による届出書 (以下「簡易課税制度選択届出書」という。) は、課税事業者の基準期間の課税売上高が <u>2 億円</u>以下の課税期間について簡易課税制度を選択するものであるから、当該届出書を提出した事業者のその課税期間の基準期間における課税売上高が <u>2 億円</u>を超えることにより、その課税期間について同制度を適用することができなくなった場合又はその課税期間の基準期間における課税売上高が <u>3,000 万円</u>以下となり免税事業者となった場合であっても、その後の課税期間において基準期間における課税売上高が <u>3,000 万円</u>を超え <u>2 億円</u>以下となったときには、当該課税期間の初日の前日までに同条第 2 項《簡易課税制度の選択不適用》に規定する届出書を提出している場合を除き、当該課税期間について再び簡易課税制度が適用されるのであるから留意する。 (相続があった場合の簡易課税制度選択届出書の効力等) 13 - 1 - 3 の 2 相続があった場合における法第 37 条第 1 項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》の規定の適用は、次のように

改 正 後	改 正 前
なるのであるから留意する。 (1) (省 略) (2) 事業を営んでいない相続人が相続により被相続人の事業を承継した場合又は個人事業者である相続人が相続により法第 37 条第 1 項の規定の適用を受けていた被相続人の事業を承継した場合において、当該相続人が相続があった日の属する課税期間中に簡易課税制度選択届出書を提出したときは、当該課税期間は、令第 56 条第 1 号《事業を開始した日の属する課税期間》又は第 2 号《相続があった日の属する課税期間》に規定する課税期間に該当する。 ただし、当該課税期間の基準期間における課税売上高が <u>1,000 万円</u>を超え、課税事業者 に該当する個人事業者が相続により法第 37 条第 1 項の規定の適用を受けていた被相続人の事業を承継した場合の当該課税期間は、令第 56 条第 2 号に規定する課税期間には該当しない。 (合併があった場合の簡易課税制度選択届出書の効力等) 13 - 1 - 3 の 3 合併があった場合における法第 37 条第 1 項《中小事業者の仕入に係る消費税額の控除の特例》の規定の適用は、次のようになるのであるから留意する。 (1) 被合併法人が提出した簡易課税制度選択届出書の効力は、<u>吸収合併又は新設合併</u>により当該被合併法人の事業を承継した合併法人には及ばない。したがって、当該合併法人が法第 37 条第 1 項の規定の適用を受けようとするときは、新たに簡易課税制度選択届出書を提出しなければならない。 (2) 法人が<u>新設合併</u>によりその事業を承継	なるのであるから留意する。 (1) (同 左) (2) 事業を営んでいない相続人が相続により被相続人の事業を承継した場合又は個人事業者である相続人が相続により法第 37 条第 1 項の規定の適用を受けていた被相続人の事業を承継した場合において、当該相続人が相続があった日の属する課税期間中に簡易課税制度選択届出書を提出したときは、当該課税期間は、令第 56 条第 1 号《事業を開始した日の属する課税期間》又は第 2 号《相続があった日の属する課税期間》に規定する課税期間に該当する。 ただし、当該課税期間の基準期間における課税売上高が <u>3,000 万円</u>を超え、課税事業者 に該当する個人事業者が相続により法第 37 条第 1 項の規定の適用を受けていた被相続人の事業を承継した場合の当該課税期間は、令第 56 条第 2 号に規定する課税期間には該当しない。 (合併があった場合の簡易課税制度選択届出書の効力等) 13 - 1 - 3 の 3 合併があった場合における法第 37 条第 1 項《中小事業者の仕入に係る消費税額の控除の特例》の規定の適用は、次のようになるのであるから留意する。 (1) 被合併法人が提出した簡易課税制度選択届出書の効力は、<u>法第 11 条第 1 項《吸収合併があった場合の納税義務の免除の特例》又は第 3 項《新設合併があった場合の納税義務の免除の特例》</u>に規定する合併により当該被合併法人の事業を承継した合併法人には及ばない。したがって、当該合併法人が法第 37 条第 1 項の規定の適用を受けようとするときは、新たに簡易課税制度選択届出書を提出しなければならない。 (2) 法人が<u>合併</u>(法第 11 条第 3 項に規定する

改 正 後	改 正 前
した場合又は吸収合併により法第 37 条第 1 項の規定の適用を受けていた被合併法人の事業を承継した場合において、当該法人が合併があった日の属する課税期間中に簡易課税制度選択届出書を提出したときは、当該課税期間は、令第 56 条第 1 号《事業を開始した日の属する課税期間》又は第 3 号《合併があった日の属する課税期間》に規定する課税期間に該当する。 ただし、当該課税期間の基準期間における課税売上高が <u>1,000 万円</u>を超え、課税事業者 に該当する法人が吸収合併により法第 37 条第 1 項の規定の適用を受けていた被合併法人の事業を承継した場合の当該課税期間は、令第 56 条第 3 号に規定する課税期間には該当しない。 (分割があった場合の簡易課税制度選択届出書の効力等) 13 - 1 - 3 の 4 分割があった場合における法第 37 条第 1 項《中小事業者の仕入に係る消費税額の控除の特例》の規定の適用は、次のようになるのであるから留意する。 (1) (省 略) (2) 法人が、新設分割によりその事業を承継した場合又は吸収分割により法第 37 条第 1 項の規定の適用を受けていた分割法人の事業を承継した場合において、当該法人が新設分割又は吸収分割があった日の属する課税期間中に簡易課税制度選択届出書を提出したときは、当該課税期間は、令第 56 条第 1 号《事業を開始した日の属する課税期間》又は第 4 号《吸収分割があった日の属する課税期間》に規定する課税期間に該当する。 ただし、当該課税期間の基準期間における課税売上高が <u>1,000 万円</u>を超え、課税事業者	合併をいう。)によりその事業を承継した場合又は合併(法第 11 条第 1 項に規定する合併をいう。)により法第 37 条第 1 項の規定の適用を受けていた被合併法人の事業を承継した場合において、当該法人が合併があった日の属する課税期間中に簡易課税制度選択届出書を提出したときは、当該課税期間は、令第 56 条第 1 号《事業を開始した日の属する課税期間》又は第 3 号《合併があった日の属する課税期間》に規定する課税期間に該当する。 ただし、当該課税期間の基準期間における課税売上高が <u>3,000 万円</u>を超え、課税事業者 に該当する法人が合併(法第 11 条第 1 項に規定する合併をいう。)により法第 37 条第 1 項の規定の適用を受けていた被合併法人の事業を承継した場合の当該課税期間は、令第 56 条第 3 号に規定する課税期間には該当しない。 (分割があった場合の簡易課税制度選択届出書の効力等) 13 - 1 - 3 の 4 分割があった場合における法第 37 条第 1 項《中小事業者の仕入に係る消費税額の控除の特例》の規定の適用は、次のようになるのであるから留意する。 (1) (同 左) (2) 法人が、新設分割によりその事業を承継した場合又は吸収分割により法第 37 条第 1 項の規定の適用を受けていた分割法人の事業を承継した場合において、当該法人が新設分割又は吸収分割があった日の属する課税期間中に簡易課税制度選択届出書を提出したときは、当該課税期間は、令第 56 条第 1 号《事業を開始した日の属する課税期間》又は第 4 号《吸収分割があった日の属する課税期間》に規定する課税期間に該当する。 ただし、当該課税期間の基準期間における課税売上高が <u>3,000 万円</u>を超え、課税事業者

改 正 後	改 正 前
に該当する法人が吸収分割により法第 37 条第 1 項の規定の適用を受けていた分割法人の事業を承継した場合の当該課税期間は、令第 56 条第 4 号に規定する課税期間には該当しない。 (注) (省 略) (簡易課税制度選択届出書を提出することができる事業者) 13 - 1 - 4 簡易課税制度を適用できる事業者は、簡易課税制度選択届出書を提出した事業者で、当該課税期間の基準期間における課税売上高が <u>5,000 万円</u> 以下である事業者に限られるのであるが、当該簡易課税制度選択届出書の提出は免税事業者であってもできるのであるから留意する。 (事業を開始した課税期間の翌課税期間からの簡易課税制度の選択) 13 - 1 - 5 事業者が簡易課税制度選択届出書を提出した場合には、当該簡易課税制度選択届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間(その基準期間における課税売上高が <u>5,000 万円</u> を超える課税期間及び令第 55 条各号《仕入れに係る消費税額の控除の特例の適用がない分割に係る課税期間》に規定する課税期間を除く。以下 13 - 1 - 5 において同じ。)について、簡易課税制度を選択できるのであるから、当該簡易課税制度選択届出書を提出した日の属する課税期間が令第 56 条各号《事業を開始した日の属する課税期間等の範囲》に規定する課税期間に該当する場合であっても、当該課税期間の翌課税期間から簡易課税制度を選択することもできることに留意する。 (注) (省 略) (相続があった場合の中間申告) 15 - 1 - 1 課税事業者である個人事業者(法第 19	に該当する法人が吸収分割により法第 37 条第 1 項の規定の適用を受けていた分割法人の事業を承継した場合の当該課税期間は、令第 56 条第 4 号に規定する課税期間には該当しない。 (注) (同 左) (簡易課税制度選択届出書を提出することができる事業者) 13 - 1 - 4 簡易課税制度を適用できる事業者は、簡易課税制度選択届出書を提出した事業者で、当該課税期間の基準期間における課税売上高が <u>2 億円</u> 以下である事業者に限られるのであるが、当該簡易課税制度選択届出書の提出は免税事業者であってもできるのであるから留意する。 (事業を開始した課税期間の翌課税期間からの簡易課税制度の選択) 13 - 1 - 5 事業者が簡易課税制度選択届出書を提出した場合には、当該簡易課税制度選択届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間(その基準期間における課税売上高が <u>2 億円</u> を超える課税期間及び令第 55 条各号《仕入れに係る消費税額の控除の特例の適用がない分割に係る課税期間》に規定する課税期間を除く。以下 13 - 1 - 5 において同じ。)について、簡易課税制度を選択できるのであるから、当該簡易課税制度選択届出書を提出した日の属する課税期間が令第 56 条各号《事業を開始した日の属する課税期間等の範囲》に規定する課税期間に該当する場合であっても、当該課税期間の翌課税期間から簡易課税制度を選択することもできることに留意する。 (注) (同 左) (相続があった場合の中間申告) 15 - 1 - 1 課税事業者である個人事業者(法第 19

改 正 後	改 正 前
条第 1 項第 3 号又は第 3 号の 2《課税期間の特例》の規定による届出書を提出した個人事業者を除く。以下 15 - 1 - 1 において同じ。) が、相続により被相続人の事業を承継した場合であっても、当該個人事業者については、当該個人事業者の当該直前の課税期間に係る確定消費税額（法第 42 条第 1 項第 1 号、第 4 項第 1 号又は第 6 項第 1 号《課税資産の譲渡等についての中間申告》に規定する消費税額をいう。以下この節において同じ。）に基づき法第 42 条第 1 項、第 4 項又は第 6 項の規定が適用されるのであるから留意する。 (注) (省 略) (中間申告における法第 42 条と第 43 条の併用) 15 - 1 - 2 法第 42 条第 1 項又は第 4 項《課税資産の譲渡等についての中間申告》の規定により中間申告書を提出すべき事業者は、<u>一月中間申告対象期間</u>（同条第 1 項に規定する「<u>一月中間申告対象期間</u>」をいう。以下 15 - 1 - 9 までにおいて同じ。）又は<u>三月中間申告対象期間</u>（同条第 4 項に規定する「<u>三月中間申告対象期間</u>」をいう。以下 15 - 1 - 9 までにおいて同じ。）の末日の翌日（当該一月中間申告対象期間がその課税期間開始の日以後 1 月の期間である場合には、<u>当該課税期間開始の日から 2 月を経過した日</u>）から 2 月以内（令第 76 条第 3 項《国、地方公共団体等の申告期限の特例》又は租特法令第 46 条の 4 第 1 項《個人事業者に係る中間申告等の特例》の規定の適用がある場合には、その規定による期限内）に中間申告書を提出しなければならないのであるが、各中間申告対象期間について、それぞれ法第 42 条《課税資産の譲渡等についての中間申告》又は法第 43 条《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等》の規定のいずれかを適用して中間申告書を提出することができるのであるから留意する。	条第 1 項第 3 号《課税期間の短縮》の規定による届出書の提出されている個人事業者を除く。以下 15 - 1 - 1 において同じ。) が、相続により被相続人の事業を承継した場合であっても、当該個人事業者については、当該個人事業者の当該直前の課税期間に係る確定消費税額（法第 42 条第 1 項第 1 号、第 4 項第 1 号、第 6 項第 1 号又は第 8 項第 1 号《課税資産の譲渡等についての中間申告》に規定する消費税額をいう。以下この節において同じ。）に基づき法第 42 条第 1 項、第 4 項、第 6 項又は第 8 項の規定が適用されるのであるから留意する。 (注) (同 左) (中間申告における法第 42 条と第 43 条の併用) 15 - 1 - 2 法第 42 条第 1 項、第 4 項又は第 6 項《課税資産の譲渡等についての中間申告》の規定により中間申告書を提出すべき事業者は、<u>その課税期間開始の日以後 3 月、6 月及び 9 月を経過した日から 2 月以内</u>（令第 76 条第 3 項《国、地方公共団体等の申告期限の特例》の規定の適用がある場合には、その規定による期限内）に中間申告書を提出しなければならないのであるが、各中間申告対象期間について、それぞれ法第 42 条《課税資産の譲渡等についての中間申告》又は法第 43 条《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等》の規定のいずれかを適用して中間申告書を提出することができるのであるから留意する。

改 正 後	改 正 前
(中間申告における簡易課税制度の適用) 15 - 1 - 3 簡易課税制度を適用すべき事業者が法第 43 条第 1 項《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等》の規定により、<u>同項に規定する中間申告対象期間</u>について仮決算をして中間申告書を提出する場合には、簡易課税制度を適用して納付すべき消費税額を計算するのであるから留意する。 (仮決算による申告額が <u>400 万円、100 万円又は 24 万円以下</u>である場合の中間申告の要否) 15 - 1 - 4 事業者が法第 43 条第 1 項《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等》の規定により中間申告を行う場合において、<u>法第 42 条第 1 項第 1 号《一月中間申告対象期間に係る申告義務》</u>の規定により計算した消費税額が <u>400 万円を超え</u>るとき、<u>同条第 4 項第 1 号《三月中間申告対象期間に係る申告義務》</u>の規定により計算した消費税額が <u>100 万円を超え</u>るとき又は <u>同条第 6 項第 1 号《六月中間申告対象期間に係る申告義務》</u>の規定により計算した消費税額が <u>24 万円を超え</u>るときは、仮決算により計算した法第 43 条第 1 項に規定する中間申告対象期間の<u>同項第 4 号</u>に規定する消費税額が <u>400 万円以下、100 万円以下又は 24 万円以下</u>となるときであっても中間申告書を提出しなければならないのであるから留意する。 (申告期限が同一の日となる一月中間申告書の取扱い) 15 - 1 - 4 の 2 法第 42 条第 1 項《一月中間申告対象期間に係る申告義務》の規定により中間申告書(法第 43 条第 1 項《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等》の規定に基づく中間申告書を含む。<u>以下 15 - 1 - 4 の 2 において同じ。</u>)を提出する場合において、その課税期間開始の日から 2 月を経過した日の前日までの間に終了した各一月中間申告対象期間に係る中間申告書	(中間申告における簡易課税制度の適用) 15 - 1 - 3 簡易課税制度を適用すべき事業者が法第 43 条第 1 項《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等》の規定により、<u>同条第 2 項に規定する中間申告対象期間</u>について仮決算をして中間申告書を提出する場合には、簡易課税制度を適用して納付すべき消費税額を計算するのであるから留意する。 (仮決算による申告額が <u>100 万円又は 24 万円以下</u>である場合の中間申告の要否) 15 - 1 - 4 事業者が法第 43 条第 1 項《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等》の規定により中間申告を行う場合において、<u>法第 42 条第 1 項第 1 号、第 4 項第 1 号及び第 6 項第 1 号《課税資産の譲渡等についての中間申告》</u>の規定により計算した消費税額が <u>100 万円を超え</u>るとき又は <u>同条第 8 項第 1 号</u>の規定により計算した消費税額が <u>24 万円を超え</u>るときは、仮決算により計算した法第 43 条第 2 項に規定する各中間申告対象期間の<u>同条第 1 項第 4 号</u>に規定する消費税額が <u>100 万円以下又は 24 万円以下</u>となるときであっても中間申告書を提出しなければならないのであるから留意する。 (新 規)

改 正 後	改 正 前
<u>の提出期限は同一の日となるのであるが、それぞれの一月中間申告対象期間ごとに中間申告書を提出しなければならないのであるから留意する。</u> <u>なお、令第 76 条第 3 項《国、地方公共団体等の申告期限の特例》又は租特法令第 46 条の 4 第 1 項《個人事業者に係る中間申告等の特例》の規定により提出期限が同一の日とされる各一月中間申告対象期間についても同様である。</u> （中間申告書の提出がない場合の特例） <u>15 - 1 - 6 法第 42 条第 1 項、第 4 項又は第 6 項《課税資産の譲渡等についての中間申告》の規定により中間申告書を提出すべき事業者が、同項に規定する提出期限までに中間申告書又は法第 43 条第 1 項《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等》に規定する申告書を提出しなかった場合には、その事業者については、それぞれの提出期限において中間申告書の提出があったものとして、<u>法第 42 条第 1 項第 1 号、第 4 項第 1 号又は第 6 項第 1 号の規定により計算した消費税額が直ちに確定することになるのであるから留意する。</u></u> （中間納付額の意義） <u>15 - 1 - 8 法第 2 条第 1 項第 20 号《中間納付額の意義》に規定する「中間納付額」とは、法第 48 条《課税資産の譲渡等についての中間申告による納付》の規定により納付すべき<u>法第 42 条第 1 項第 1 号、第 4 項第 1 号及び第 6 項第 1 号《課税資産の譲渡等についての中間申告》</u>に掲げる金額又は法第 43 条第 1 項第 4 号《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等》に掲げる残額に相当する消費税額をいい、事業者が納付した消費税額ではないことに留意する。</u> （中間申告書の提出義務）	（中間申告書の提出がない場合の特例） <u>15 - 1 - 6 法第 42 条第 1 項、第 4 項、第 6 項又は第 8 項《課税資産の譲渡等についての中間申告》の規定により中間申告書を提出すべき事業者が、同項に規定する提出期限までに中間申告書又は法第 43 条第 1 項《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等》に規定する申告書を提出しなかった場合には、その事業者については、それぞれの提出期限において中間申告書の提出があったものとして、<u>法第 42 条第 1 項、第 4 項、第 6 項又は第 8 項に規定する消費税額が直ちに確定することになるのであるから留意する。</u></u> （中間納付額の意義） <u>15 - 1 - 8 法第 2 条第 1 項第 20 号《中間納付額の意義》に規定する「中間納付額」とは、法第 48 条《課税資産の譲渡等についての中間申告による納付》の規定により納付すべき<u>法第 42 条第 1 項第 1 号、第 4 項第 1 号、第 6 項第 1 号及び第 8 項第 1 号《課税資産の譲渡等についての中間申告》</u>に掲げる金額又は法第 43 条第 1 項第 4 号《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等》に掲げる残額に相当する消費税額をいい、事業者が納付した消費税額ではないことに留意する。</u> （中間申告書の提出義務）

改 正 後	改 正 前
15 - 1 - 9 法第 42 条第 1 項、第 4 項又は第 6 項 <u>《課税資産の譲渡等についての中間申告》の規定による中間申告書の提出義務は、前課税期間の確定消費税額の増減の有無にかかわらず、それぞれ次に掲げる区分に応じ、それぞれ次の場合に生ずることに留意する。</u> (1) 法第 42 条第 1 項《一月中間申告対象期間に係る申告義務》の規定による中間申告書 <u>一月中間申告対象期間の末日（当該一月中間申告対象期間がその課税期間開始の日以後 1 月の期間である場合には、当該課税期間開始の日から 2 月を経過した日の前日）までに確定した前課税期間の確定消費税額を前課税期間の月数で除した金額が 400 万円を超える場合</u> (2) 法第 42 条第 4 項《三月中間申告対象期間に係る申告義務》の規定による中間申告書 <u>三月中間申告対象期間の末日までに確定した前課税期間の確定消費税額を前課税期間の月数で除し、これに 3 を乗じて計算した金額が 100 万円を超える場合((1)に該当する場合を除く。)</u> (3) 法第 42 条第 6 項《六月中間申告対象期間に係る申告義務》の規定による中間申告書 <u>同項に規定する六月中間申告対象期間の末日までに確定した前課税期間の確定消費税額を前課税期間の月数で除し、これに 6 を乗じて計算した金額が 24 万円を超える場合((1)又は(2)に該当する場合を除く。)</u>	15 - 1 - 9 法第 42 条第 1 項、第 4 項、第 6 項又は第 8 項《課税資産の譲渡等についての中間申告》の規定による中間申告書の提出義務は、前課税期間の確定消費税額の増減の有無にかかわらず、同条第 1 項第 1 号、第 4 項第 1 号又は第 6 項第 1 号の規定により、当該課税期間の開始の日以後 3 月、6 月又は 9 月を経過した日の前日までに確定した前課税期間の確定消費税額を前課税期間の月数で除し、これに 3 を乗じて計算した金額が 100 万円を超える場合又は同条第 8 項第 1 号に規定する 6 月を経過した日の前日までに確定した前課税期間の確定消費税額を前課税期間の月数で除し、これに 6 を乗じて計算した金額が 24 万円を超える場合に生ずるのであるから留意する。 <u>ただし、同条第 1 項又は第 4 項の規定による中間申告書の提出義務がある事業者は、同条第 8 項の規定による中間申告書の提出義務はないのであるから留意する。</u>
(国、地方公共団体の中間申告) 16 - 3 - 1 国又は地方公共団体が行った資産の譲渡等、課税仕入れ等については、令第 73 条《国又は地方公共団体が行った資産の譲渡等の時期の特例》の規定により、その対価を収納すべき、又はその費用の支払をすべき会計年度の末日においてそれぞれ行われたものとしてすることができるのであるが、中間申告書を提出すべき	(国、地方公共団体の中間申告) 16 - 3 - 1 国又は地方公共団体が行った資産の譲渡等、課税仕入れ等については、令第 73 条《国又は地方公共団体が行った資産の譲渡等の時期の特例》の規定により、その対価を収納すべき、又はその費用の支払をすべき会計年度の末日においてそれぞれ行われたものとしてすることができるのであるが、中間申告書を提出すべき事業者

改 正 後	改 正 前
事業者である国又は地方公共団体が、法第 43 条《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等》に規定する中間申告書を提出する場合には、当該中間申告対象期間を一会計年度として令第 73 条の規定を適用するのであるから留意する。 (注) 国又は地方公共団体が法第 19 条第 1 項 <u>第 4 号又は第 4 号の 2</u>《課税期間の特例の適用を受けた場合の課税期間》の規定の適用を受けて行う確定申告についても当該課税期間を一会計年度として令第 73 条の規定を適用することとなる。 (国等に準ずる法人の中間申告) 16 - 3 - 2 令第 74 条第 1 項《国又は地方公共団体に準ずる法人の承認》の規定の適用を受ける法人が行った資産の譲渡等、課税仕入れ等については、同条第 2 項《国又は地方公共団体に準ずる法人の資産の譲渡等の時期の特例》の規定により、その対価を収納すべき、又はその費用の支払をすべき課税期間の末日においてそれぞれ行われたものとしてすることができるのであるが、中間申告書を提出すべき事業者である当該承認を受けた法人が、法第 43 条《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等》に規定する中間申告書を提出する場合には、当該中間申告対象期間を一課税期間として令第 74 条の規定を適用するのであるから留意する。 (注) 当該承認を受けた法人が法第 19 条第 1 項 <u>第 4 号又は第 4 号の 2</u>《課税期間の特例の適用を受けた場合の課税期間》の規定の適用を受けて行う確定申告についても当該課税期間を一課税期間として令第 74 条第 2 項の規定を適用することとなる。 (削 除)	である国又は地方公共団体が、法第 43 条《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等》に規定する中間申告書を提出する場合には、当該中間申告対象期間を一会計年度として令第 73 条の規定を適用するのであるから留意する。 (注) 国又は地方公共団体が法第 19 条第 1 項 <u>第 4 号</u>《課税期間の特例の適用を受けた場合の課税期間》の規定の適用を受けて行う確定申告についても当該課税期間を一会計年度として令第 73 条の規定を適用することとなる。 (国等に準ずる法人の中間申告) 16 - 3 - 2 令第 74 条第 1 項《国又は地方公共団体に準ずる法人の承認》の規定の適用を受ける法人が行った資産の譲渡等、課税仕入れ等については、同条第 2 項《国又は地方公共団体に準ずる法人の資産の譲渡等の時期の特例》の規定により、その対価を収納すべき、又はその費用の支払をすべき課税期間の末日においてそれぞれ行われたものとしてすることができるのであるが、中間申告書を提出すべき事業者である当該承認を受けた法人が、法第 43 条《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等》に規定する中間申告書を提出する場合には、当該中間申告対象期間を一課税期間として令第 74 条の規定を適用するのであるから留意する。 (注) 当該承認を受けた法人が法第 19 条第 1 項 <u>第 4 号</u>《課税期間の特例の適用を受けた場合の課税期間》の規定の適用を受けて行う確定申告についても当該課税期間を一課税期間として令第 74 条第 2 項の規定を適用することとなる。 (<u>確定申告書の提出期限の特例を受けている事業者の中間申告期限</u>) <u>16 - 3 - 3 令第 76 条第 2 項《国、地方公共団体等の申告期限の特例》の規定の適用を受ける</u>

改 正 後	改 正 前
(国、地方公共団体等の申告期限の特例の承認が取り消された場合の中間申告の取扱い) 16 - 3 - 4 令第 76 条第 1 項《国、地方公共団体等の申告期限の特例》の規定により、<u>法第 42 条第 1 項、第 4 項若しくは第 6 項《課税資産の譲渡等についての中間申告》</u>又は第 45 条第 1 項《課税資産の譲渡等についての確定申告》に規定する申告書の提出期限の特例を受けることについて承認を受けている事業者が、令第 76 条第 7 項《申告期限の特例の取消し》の規定により当該承認を取り消された場合には、同条第 9 項の規定により、確定申告については当該事業者の当該取消しがあった日の属する課税期間に係るものから同条第 1 項及び第 2 項の規定の適用がなくなるのであるが、中間申告については当該取消しがあった日の属する課税期間の翌課税期間に係るものから同項の規定の適用がなくなるのであるから留意する。 (申告期限の特例を受けている事業者が仮決算による中間申告を行う場合の中間申告対象期間)	<u>事業者が、法第 42 条《課税資産の譲渡等についての中間申告》又は第 43 条《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等》に規定する中間申告を行う場合で、直前の課税期間の確定申告書の提出期限が通則法第 10 条第 2 項《期間の計算及び期限の特例》の規定の適用を受ける場合には、第 1 四半期の中間申告書（確定申告書の提出期限が課税期間の末日の翌日から 6 月以内とされている事業者については、第 2 四半期の中間申告書及び法第 42 条第 8 項に規定する中間申告書を含む。）の提出期限は直前の課税期間に係る令第 76 条第 2 項に規定する確定申告書の提出期限の日を基準日として同条第 3 項《国、地方公共団体等の申告期限の特例》の規定により読み替えられた法第 42 条の規定を適用するのであるから留意する。</u> (国、地方公共団体等の申告期限の特例の承認が取り消された場合の中間申告の取扱い) 16 - 3 - 4 令第 76 条第 1 項《国、地方公共団体等の申告期限の特例》の規定により、<u>法第 42 条第 1 項《課税資産の譲渡等についての中間申告》</u>又は第 45 条第 1 項《課税資産の譲渡等についての確定申告》に規定する申告書の提出期限の特例を受けることについて承認を受けている事業者が、令第 76 条第 5 項《申告期限の特例の取消し》の規定により当該承認を取り消された場合には、同条第 8 項の規定により、確定申告については当該事業者の当該取消しがあった日の属する課税期間に係るものから同条第 1 項及び第 2 項の規定の適用がなくなるのであるが、中間申告については当該取消しがあった日の属する課税期間の翌課税期間に係るものから同項の規定の適用がなくなるのであるから留意する。 (申告期限の特例を受けている事業者が仮決算による中間申告を行う場合の中間申告対象期間)

改 正 後	改 正 前
16 - 3 - 5 令第 76 条第 1 項及び第 2 項《国、地方公共団体等の申告期限の特例》の規定により、<u>法第 42 条第 1 項、第 4 項若しくは第 6 項《課税資産の譲渡等についての中間申告》</u>又は第 45 条第 1 項《課税資産の譲渡等についての確定申告》に規定する申告書の提出期限の特例を受けている事業者が、法第 43 条《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等》に規定する中間申告書を提出する場合において、前課税期間の確定申告書の提出期限が通則法第 10 条第 2 項《期間の計算及び期限の特例》の規定の適用を受ける場合であっても、中間申告対象期間（法第 43 条第 1 項に規定する中間申告対象期間をいう。）は、<u>法第 42 条第 1 項、第 4 項若しくは第 6 項</u>に規定する期間となるのであるから留意する。	16 - 3 - 5 令第 76 条第 1 項及び第 2 項《国、地方公共団体等の申告期限の特例》の規定により、<u>法第 42 条第 1 項《課税資産の譲渡等についての中間申告》</u>又は第 45 条第 1 項《課税資産の譲渡等についての確定申告》に規定する申告書の提出期限の特例を受けている事業者が、法第 43 条《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等》に規定する中間申告書を提出する場合において、前課税期間の確定申告書の提出期限が通則法第 10 条第 2 項《期間の計算及び期限の特例》の規定の適用を受ける場合であっても、中間申告対象期間（法第 43 条第 1 項に規定する中間申告対象期間をいう。）は、<u>法第 43 条第 2 項《中間申告対象期間の意義》</u>に規定する期間となるのであるから留意する。
（課税事業者選択届出書を提出している場合） 17 - 1 - 1 課税事業者選択届出書を提出している事業者は、当該<u>届出書を提出</u>した日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間については、その基準期間における課税売上高が <u>1,000 万円</u>を超えるかどうかにかかわらず課税事業者となるのであるから、法第 57 条第 1 項第 1 号《基準期間における課税売上高が <u>1,000 万円</u>を超えることとなった場合の届出》に規定する届出書は提出しなくて差し支えない。	（課税事業者選択届出書を提出している場合） 17 - 1 - 1 課税事業者選択届出書を提出している事業者は、当該<u>提出を</u>した日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間については、その基準期間における課税売上高が <u>3,000 万円</u>を超えるかどうかにかかわらず課税事業者となるのであるから、法第 57 条第 1 項第 1 号《基準期間における課税売上高が <u>3,000 万円</u>を超えることとなった場合の届出》に規定する届出書は提出しなくて差し支えない。
第 19 章 経過措置 （<u>相続等があった場合の改正法の適用に係る経過措置</u>） 19 - 1 - 1 <u>平成 16 年 4 月 1 日（以下この章において「適用日」という。）前に開始した年又は事業年度において相続、合併、分割等及び吸収分割があった場合には、所得税法等の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 8 号）（以下この章において「平成 15 年改正法」という。）による改正前の消費税法（以下この章において「旧法」</u>	（新 規） （新 規）

改	正	後	改	正	前
という。)第 10 条《相続があった場合の納税義務の免除の特例》、第 11 条《合併があった場合の納税義務の免除の特例》又は第 12 条《分割等があった場合の納税義務の免除の特例》の規定が適用されるのであるが、この場合であっても、これらの規定に規定する相続人、合併法人、新設分割子法人、新設分割親法人及び分割承継法人の適用日以後開始する課税期間については、平成 15 年改正法による改正後の消費税法（以下この章において「新法」という。）第 9 条第 1 項本文《小規模事業者に係る納税義務の免除の特例》の規定が適用されるのであるから留意する。					
（課税期間の特例を変更する場合の経過措置）			（新 規）		
19 - 1 - 2 新法第 19 条第 1 項第 3 号又は第 4 号《三月ごとの課税期間の特例》の規定による届出書を適用日以後最初に開始する課税期間開始の日の前日までに提出した事業者は、適用日以後開始する課税期間について同項第 3 号の 2 又は第 4 号の 2 《一月ごとの課税期間の特例》の規定による 1 月ごとの課税期間の特例制度の適用を初めて受けようとする場合には、同条第 5 項《課税期間の特例の変更又は不適用の届出書の提出に係る期間制限》の規定にかかわらず当該提出した日から 2 年を経過していない場合においても同条第 1 項第 3 号の 2 又は第 4 号の 2 の規定による届出書を提出できるのであるから留意する。					
（注）旧法第 19 条第 1 項第 3 号又は第 4 号《三月ごとの課税期間の特例》に規定する届出書を提出した事業者についても同様である。					
（簡易課税制度を選択する場合の基準期間における課税売上高）			（新 規）		
19 - 1 - 3 平成 15 年改正法附則第 25 条第 2 項《課税売上高の特例計算》の規定により計算し					

改 正 後	改 正 前
<u>た基準期間における課税売上高は、新法第 37 条第 1 項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》に規定する基準期間における課税売上高となるのであるから留意する。</u> <u>（新たに課税事業者となった場合の簡易課税制度選択届出書の提出に係る経過措置）</u> 19 - 1 - 4 <u>適用日以後最初に開始する課税期間において、新法第 9 条第 1 項本文《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定の適用を受けない事業者（同条第 4 項の規定により納税義務が免除されない事業者を除く。）で、当該課税期間の直前の課税期間において旧法第 9 条第 1 項本文の規定により納税義務が免除されていた事業者が、当該課税期間中に新法第 37 条第 1 項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》に規定する届出書を提出した場合には、当該課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができるのであるから留意する。</u> <u>（注） この場合、事業者は、当該簡易課税制度選択届出書において適用開始課税期間の初日の年月日を明確にしなければならない。</u>	（新 規）